

令和5年度社会福祉法人 指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人浜坂会
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	令和5年11月20日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取市福祉部地域福祉課 指導監査室

文書指摘事項		是正・改善状況報告
1	理事会への欠席が続く理事が見られる。については、事務局は出席が可能なように日程調整などを行うとともに、日程調整などを行ってもなお理事会への欠席が続く場合は、理事の改選について検討すること。本件指摘については、前回は同様の指摘をしており必ず改善すること。(社会福祉法人審査基準第3の1)	コロナによる体調不良のため、欠席が連続してしまった。今後は、前回止む無く欠席となった場合は優先的に日程調整を行い、連続して欠席とならないよう努める。
2	貴法人が加入している保険「やくいんのほけん」については、加入にあたり理事会の決議が必要とされているところ、理事会での決議がみられない。については理事会で適切に決議すること。	今後は、議案にあげ決議していく。
3	理事会の決議について、令和4年度第181回理事会が書面決議(理事会を開催せずに決議)にて執り行われた。理事会を開催せずに決議する場合、理事会の決議の省略の手続きを行うことになるが、貴法人が実施した書面決議は理事会の決議の省略の手続きとなっていない。については、法令に基づき決議すること。(社会福祉法第45条の14第3項で準用する一般社団法人及び一般財団法人に係る法律第96条)	誤認による決議の省略をしていた。今後は条項に従い対応していく。

4	施設長の月額給与の支給額が給与規程に定める額を超えている。給与規程等に基づかない給与の支給は「特別の利益」に該当すると考えられる。ついては、給与規程等に沿って給与を支給すること。（社会福祉法第27条、社会福祉法施行令第13条の2、社会福祉法施行規則第1条の3）	令和5年12月の第185回理事会において給与規定の俸給表を改訂した。今後は、規定に従い対応していく。
---	--	--